

公 示 日：2023年8月2日（水）

調達管理番号：23a00377

国 名：ホンジュラス

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

調 達 件 名：ホンジュラス国 SDGs に資する参加型自治体計画改善プロジェクト（FOCAL4）（地方制度／プロジェクト運営）

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：地方制度／プロジェクト運営
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年9月中旬から2025年5月下旬
- （2）業務人月：現地 10.00、国内 1.50、合計 11.50
- （3）業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 150日、国内整理 10日
 - ・ 第2次 国内準備 5日、現地業務 150日、国内整理 10日

本業務においては複数回の渡航（上限2回）により業務を実施することを想定しており具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交

涉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の18%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
 - (2) 見積書提出部数：1部
 - (3) 提出期限：2023年8月16日（水）（12時まで）
 - (4) 提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年8月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載

[（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競

争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	地方行政・地方制度に係る各種業務
対象国及び類似地域	中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：「ホンジュラス国SDGs・ホンジュラス国家アジェンダ 2030 に資する地方自治体事業実施・モニタリング体制整備及び能力向上プロジェクト（基本計画策定調査）（評価分析）」（調達管理番号 21a00209）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳から60歳の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

ホンジュラスでは、1990年10月の「地方自治体法」施行以降、地方分権化が推進されている。他方で、日本において国と基礎自治体の中間組織として調整業務を担っている都道府県にあたるホンジュラス国内の県（Departamento）は、ホンジュラス国内の市町村などの自治体（Municipio）をサポートする「広域自治体」としての権限・権能・実施体制を有していない。その結果、自治体の首長及び自治体職員は、中央政府と地域住民の両者より多くの行政サービスの提供を期待されているが、特に小規模で体制が脆弱な自治体では、これらの行政サービスを自治体単体で

提供することは困難な状況にある。そのため、広域自治体に代わって、自治体の行政サービス提供をサポートする存在として自治体連合会¹の役割が重要となっている。このような課題に対し、JICA はこれまで、「西部地域・開発能力強化プロジェクト（FOCAL1）」（2006-11年）、「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL2）」（2011-16年）及び「ローカルガバナンス能力強化アドバイザー（FOCAL3）」（2017-19年）の派遣などの協力を実施した。これらの協力を通じて、コミュニティ単位でのベースライン調査による地域住民ニーズの特定に基づく、住民と行政の幅広い開発ニーズに応じた自治体の開発計画策定及び事業実施手法（以下、FOCAL²プロセス）を開発し、その制度化と全国普及に向けた支援を推進してきた。2013年には各自治体において、FOCAL プロセスを経た自治体開発計画（Plan de Desarrollo Municipal、以下 PDM）の作成が法律によって義務化され、その作成及び認証が地方交付金受取の前提条件になっている。これまでの支援の結果として、2023年7月時点で全298自治体のうち257自治体（86%）がPDMの作成・承認を行っており、地域住民への説明責任や透明性を担保する形での事業計画策定プロセスは大半の自治体において定着してきたと言える。

上述の通り、これまでの協力を通じて、FOCAL プロセスによるPDM策定が義務化・全国普及したことは大きな成果であると言える。一方で、今後の課題としては、PDMに掲載された開発事業・行政サービスが実際に実施されているのか、そしてそれらの事業が真に当初の目的を達成して住民のニーズを満たすものになっているのかという観点からの適切なモニタリングが行われていないことが挙げられる。加えて、PDMの更新において、前期PDMの評価を実施しその結果に基づいて新規のPDMをデザイン、策定するプロセスが確保されていないことも課題として挙げられている。FOCAL プロセスを行政サービスデリバリーの改善に着実に結び付け、更にはSDGsへの貢献を可視化していくためにも、今後は、PDMの作成・承認に留まらず、PDM実施の進捗や課題、SDGsの指標の改善状況も含めた質的なモニタリングを行い、また評価に基づきPDM更新を行うことが必要である。特に、2023年～2026年にかけて187の自治体がPDMの更新時期を迎える予定であり、現行実施中PDMの評価を踏まえて次期PDMを策定できるようにPDM評価枠組みの確立が急務となっている。

FOCAL プロセスの制度面の改善に加え、同プロセスを実際に現場運用できる現地人材の恒常的育成メカニズムも重要な課題となっている。ホンジュラスでは、政権

¹ 日本の一部事務組合に該当。各構成自治体の合意により設立される。

² 西語「Fortalecimiento de Capacidades Locales：地域開発能力強化」の略。

交代の度に政治任用によって中央・地方ともに公務員が交代し、ノウハウが蓄積されないことから、このように流動的な各自治体のテクニカルバックストップとなる近隣自治体連合会を活用した体制強化が考えられる。その他、本プロジェクト終了後も FOCAL プロセスがホンジュラス政府によって自立発展的に持続していくための仕掛けとして、他省庁、ドナー、NGO 等による FOCAL の認知と活用の促進も求められている。

上記の課題を踏まえて、本案件が要請され、2022 年 3 月より詳細計画策定フェーズにて本プロジェクトが開始した。その後 1 年間の詳細計画策定フェーズを経て、2023 年 2 月以降本格活動が開始し、新プロジェクト枠組みに沿った日本側協力体制の強化が必要となっている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ホンジュラス政府ガバナンス・司法・地方分権化省ローカル計画・ガバナンス局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同局計画ユニットおよびローカルコンサルタントを主要な関係者として、FOCAL プロセスの制度改善、また FOCAL の持続的な実施体制の構築に係る検討及び助言を行う。また、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）と連携し、プロジェクトの運営・管理について側面支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023年9月中旬～2023年10月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ホンジュラス政府作成の関連報告書等を参照し、ホンジュラス国の地方行政の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた一連の協力（フェーズ 1 から 3 の成果及び現行フェーズの内容）の概要を把握・分析する。
- ② JICA ガバナンス・平和構築部、ホンジュラス事務所及び JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理し、ワークプラン（和文）を作成のうえ、ガバナンス・平和構築部へ提出する。併せて、ホンジュラス事務所及び JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2023年10月上旬～2024年3月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ホンジュラス事務所、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）へワークプランを提出・説明し、業務計画の確認を得る。
- ② ガバナンス・司法・地方分権化省、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）、ローカルコンサルタント等と、FOCAL プロセスの運用状況・課題、プロジェクト活動の内容について協議を行い、プロジェクト上位目標、目標、活動内容を把握する。
- ③ 現地業務終了前に、JICA ホンジュラス事務所に現地業務結果報告書（和文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

【成果1に係る活動】

- ④ 現行の FOCAL プロセス（計画策定・事業実施・モニタリング・評価が含まれる）に係るマニュアルについて、C/P 機関、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）及びローカルコンサルタントと協議を行いつつ、必要に応じて見直しを行う。特に、2023 年から順次 PDM の更新時期を迎える自治体が多数あることを踏まえて、評価手法に係るマニュアル改訂について優先的に助言を行う。改訂にあたっては、既に PDM 更新に当たりパイロット的に新評価手法にて PDM 評価が行われている自治体を視察し、評価現場の状況を理解する。
- ⑤ 改訂されたマニュアルに基づき、C/P 機関とともに、自治体職員、自治体連合会職員に対する FOCAL プロセスに係る研修を実施する。
- ⑥ 各自治体、自治体連合会における FOCAL プロセスの運用実態をモニタリングし、課題・教訓を抽出のうえ、必要に応じてマニュアルの改訂を支援する。

【成果2に係る活動】

- ⑦ FOCAL プロセスの運用に精通し、各自治体連合会及び自治体職員への技術指導ができる人材（FOCAL マスター）のプール形成とその活用、及び新たな人材育成メカニズムについて、C/P 機関、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）、ローカルコンサルタントと協議し、検討する。
- ⑧ 具体的に提案・合意されたメカニズム構築に向けて、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）と協議しつつ、

プロジェクト活動計画を提案する。

【成果 3に係る活動】

- ⑨ 自治体における FOCAL プロセス実施を支援する体制を構築するため、少なくとも一人の FOCAL 担当技術員を配置するように自治体連合会に働きかけを行う。更に、可能な場合は二人以上の FOCAL に精通した技術員の配置についても推奨する。
- ⑩ ⑨で配置された自治体連合会の FOCAL 担当技術員に対し、FOCAL プロセスに係る導入研修を行う。

【成果 4に係る活動】

- ⑪ インティブカ市、ヤマランギーラ市等の模範自治体の事例を紹介し、各自治体が、多様なステークホルダー間（住民グループ、自治体職員、自治体連合会職員の他、当該地域で活動する中央政府各省庁の出先やドナー、NGO その他支援団体等）で開発ニーズ・事業の優先順位を協議・検討するプラットフォームである組織間連携会議を設置することを、各自治体に働きかける。
- ⑫ 各自治体における FOCAL プロセス活用に係るグッドプラクティスの収集方法を検討・提案する。

(3) 第 1 次現地渡航帰国後国内整理・国内フォローアップ期間・第 2 次渡航国内準備期間（2024 年 3 月上旬～2024 年 9 月中旬）

- ① 第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する（帰国後 10 営業日以内）。
- ② 第 2 次現地渡航までの期間、月に一度定期的で開催される関係者間の定例会議や、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）との打合せに参加し、プロジェクト活動の進捗を把握し、助言を行う。
- ③ JICA ガバナンス・平和構築部、ホンジュラス事務所及び JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）と連絡・調整の上、第 2 次現地業務の内容を整理し、ワークプラン（和文）を作成のうえ、ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、ホンジュラス事務所及び JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）にもデータを送付する。

(4) 第2次現地業務期間（2024年9月中旬～2025年2月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ホンジュラス事務所、JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）へワークプランを提出・説明し、業務計画の確認を得る。
- ② 現地業務終了前に、JICA ホンジュラス事務所に現地業務結果報告書（和文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

【成果1に係る活動】

- ③ 改訂された FOCAL マニュアルに基づき、C/P 機関とともに、自治体職員、自治体連合会職員に対する FOCAL プロセスに係る研修を実施する。
- ④ 各自治体、自治体連合会における FOCAL プロセスの運用実態をモニタリングし、課題・教訓を抽出のうえ、必要に応じてマニュアルの改訂を支援する。特に、FOCAL プロセスの実施が困難となっている地域・自治体がないか、現場の状況を視察する。

【成果2に係る活動】

- ⑤ FOCAL マスターの育成メカニズム構築に向けて、C/P 機関と合意されたプロジェクト活動計画を実施する。

【成果3に係る活動】

- ⑥ 自治体連合会の FOCAL 担当技術員に対し、FOCAL プロセスに係る導入研修を行う。
- ⑦ 自治体強化戦略の実施状況をモニタリングし、課題・教訓を抽出のうえ、必要に応じて戦略の改訂を支援する。

【成果4に係る活動】

- ⑧ 各自治体における FOCAL プロセス活用に係るグッドプラクティスの収集を行い、他の自治体への共有方法の検討を行う。
- ⑨ JICA ホンジュラス事務所に現地業務結果報告書（和文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(5) 第2次現地渡航帰国後国内整理期間（2025年2月中旬～2025年5月下旬）

- ① 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する（帰国後10営業日以内）。

- ② 契約履行期限までの期間、月に一度定期的に開催される関係者間の定例会議に参加し、プロジェクト活動の進捗を把握し、助言を行う。
- ③ 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

【全体を通じたの業務】

- ① JICA 直営専門家（短期専門家、総括／地方行政）と密に連携してプロジェクトマネジメントを行い、また適時適切に JICA 本部・事務所への報告・連絡・相談を行う。
- ② プロジェクトで備上しているローカルコンサルタントに関し、プロジェクトの成果達成の観点から業務管理、成果品の質の担保を行う。
- ③ 半期に一度 JICA 直営の短期専門家（総括／地方行政）及び長期専門家（自治体連携／研修管理）と C/P 機関合同で作成するモニタリングシートの作成を支援する。
- ④ 半期に一度の予定で開催されるプロジェクト合同調整会議（JCC）の開催準備を支援し、出席する（2024 年 2 月、2024 年 8 月、2025 年 2 月頃開催予定）。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。和文。電子データ形式。提出先（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ホンジュラス事務所）。

（2） 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文。電子データ形式。提出先（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ホンジュラス事務所）。

（3） 専門家業務完了報告書（和文）

2025 年 5 月 30 日（金）までに提出。和文。電子データ形式。提出先（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ホンジュラス事務所）。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄アメリカ国内⇄テグシガルパを標準とします

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。

但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。現地滞在期間は上限の範囲で可能な限り長期間滞在できることが望ましいです。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務体制は以下の通りです。

ア) JICA 直営の短期専門家（総括・地方行政、年間に2度計5～6か月の現地渡航を予定。渡航スケジュールは、本コンサルタントの渡航時期と重複しない期間もあり）

イ) JICA 直営の長期専門家（自治体連携／研修管理）※臨時会計役

ウ) 現地コンサルタント

エ) 本コンサルタント

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：プロジェクト長期専門家による便宜供与あり。

イ) 宿舎手配：プロジェクト長期専門家による便宜供与あり。

ウ) 車両借上げ：プロジェクト車両を利用可能。

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト長期専門家が行います。

カ) 執務スペースの提供：ガバナンス・司法・地方分権化省内における
執務スペース提供（ネット環境有り）

（２） 参考資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・ ホンジュラス国「SDGs に資する参加型自治体計画改善プロジェクト（FOCAL4）」事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_201903486_1_s.pdf

・ ホンジュラス国「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」（フェーズ２）事後評価報告書（2019年度実施）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1100333_4_f.pdf

・ ホンジュラス国「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」終了時評価報告書（フェーズ２）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000041707.pdf>

① 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。
- ⑤ 本案件では、地方行政・地方制度に関する知識・業務経験を有することが求められます。特に、地方行政体の計画策定・実施・評価・モニタリングに関する知識や関連する研修実施の業務経験を有することが望ましいです。
- ⑥ また、本案件では、分野課題の専門性に加え、総括専門家が現地不在の間、プロジェクトマネジメントの側面支援を行うことが期待されています。プロジェクトの総括または副総括として、プロジェクトマネジメントの業務経験を有することが望ましいです。
- ⑦ 本件は、各渡航が150日間の予定であることから、公用旅券での入国が必要となります。

以上